

吉野川市社会福祉協議会有料広告掲載取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、吉野川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙等の印刷物や、インターネット上のホームページ等に掲載する広告の取り扱いを定め、福祉関連情報の適切な提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。広告を掲載中であっても該当するに至った場合は、同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 福祉サービスの向上を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 本会の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他本会が広告掲載を行う広告として不適切であると本会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告について、規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告掲載料金（以下「広告料」という。）、選定方法については、会長が別途定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、よっしゃ！福祉吉野川、本会のホームページ等の広告媒体で公募することとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 会長は、募集を行うにあたり、広告掲載希望者となり得る民間企業等及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、本会有料広告掲載申込書（様式第1号）により、指定する期間内に会長あてに申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、申込者に有料広告掲載決定通知

書（様式第2号）により通知する。

（広告料）

第7条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し別途定める。

2 広告料は、指定期日までに一括前納することを原則とする。

（広告原稿及びデータの作成並びに提出）

第8条 広告主は、広告原稿及びデータを作成し、指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿及びデータは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告料の返還）

第9条 徴収した広告料は返還しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を返還することがある。

（広告掲載の取り消し）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告、その他何らの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- （2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- （3） その他必要と認めるとき

（広告掲載の取り下げ）

第11条 広告主又は広告取扱者は、書面による申し出により広告掲載を取り下げることができる。

- 2 会長は、前項の規定による申し出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 前2項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は、広告掲載料の返還を求めることはできない。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（広告審査会）

第13条 広告掲載の可否等を審査するため、吉野川市社会福祉協議会広告審査会（以下「広告審査会」という。）を置く。

- 2 広告審査会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、会長をもって充てる。
- 4 委員は、本会副会長・本会事務局長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 会長は、審査に付する内容に応じ、臨時に委員を任命することができる。

（会 議）

第14条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとき、これを開く。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第15条 広告審査会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。